

※**（ホ）** 桐の里ウォーク 2025 の参加者を募集します

町内 8 km のコースを歩く桐の里ウォーク 2025 を以下のとおり開催します。
お誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

日 時	令和 7 年 5 月 10 日④ 9：15 スタート
場 所	三島町交流センター山びこ スタート・ゴール
参 加 費	大人 800 円、中学生以下 400 円、未就学児無料
コ ー ス	三島町町内 8 km コース
申 込 方 法	以下 URL のフォームからお申込みください。 https://forms.gle/oBzNgKxG1tCMujg6 ※町民は電話でも申込可能です ☎ (48) 5599
申 込 締 切	令和 7 年 4 月 25 日④

☎ 教育委員会 ☎ (48) 5599

桐の里ウォークの物販団体を募集します

5 月 1 0 日④に町内において桐の里ウォークを実施します。
イベントゴール後に、物販をする団体を以下のとおり募集いたしますので、
ぜひ、ご協力願います。

開 催 日 時	令和 7 年 5 月 10 日④ 10：00 頃から提供予定
場 所	三島町交流センター山びこ前芝生上
内 容	物販
申 込 方 法	教育委員会へご連絡の上、申込書を提出していただきます。
申 込 期 限	令和 7 年 4 月 25 日④

☎ 教育委員会 ☎ (48) 5599

ふくしま駅伝「希望ふくしまチーム」の参加者を募集します

三島町はふくしま駅伝に 7 町村合同の「希望ふくしまチーム」の一員として
参加します。参加にあたり、三島町のメンバーを以下のとおり募集いたします
ので、奮ってご応募お待ちしております。タスキをつないで、町民、県民に勇
気と希望を届けましょう！

開 催 日	令和 7 年 11 月 16 日⑥
対 象 者	中学生以上の方
合 同 練 習	月 1 回程度の合同練習を実施するほか、合宿も予定していま す。
選 手 選 考	選考レースとして、ロードレースに参加します。 ※ 7 町村合同会議にて決定次第、参加者にお知らせします。
申 込 期 限	令和 7 年 4 月 30 日⑥
申 込 先	教育委員会へ電話でお申し込みください。
7 町村合同チーム	三島町・金山町・昭和村・湯川村・川内村・葛尾村・檜枝岐村

☎ 教育委員会 ☎ (48) 5599

軽自動車税減免申請について

町では、身体等に障がいのある方のための軽自動車税について、一定の要件
に該当する場合、申請を受け付けた上で、軽自動車税の減免を実施しています。
なお、昨年度減免を受けた方も、毎年、**4 月 25 日④**までに申請していただく
必要があります。

	申請の条件	申請に必要なもの
対 象 車 両	1. 身体等に障害があり歩行が困難である方の軽自動車 （1 人につき 1 台）	・ 身体障がい者手帳 ・ 精神障がい者保健福祉手帳 ・ 療育手帳
	2. 身体に障害がある方のための移動入浴車、専ら身体に障害のある方の利用に供するため特別に製造または構造変更を加えた車両、公益のため直接専用するものと町長が認める軽自動車	・ 車検証

☎ 町民課町民係 ☎ (48) 5555

空き缶・空き瓶のゴミの出し方について

空き缶や空き瓶などの資源物は細かく碎かれる、溶かされるなどしてリサイクルされ
ます。きれいな状態のものほど質の良いものに再生されますが、汚れや不純物が混ざっ
ていると品質が落ち、汚れを取り除くため大きな費用と労力がかかってしまいます。

また、瓶の選別は作業員の方々が手作業で行っており、汚れが付着したままだと腐敗
臭が発生し作業の妨げになる場合がありますので、**資源物として出す前によく濯ぐよう**
お願いいたします。なお、**汚れが落ちない場合や手間がかかる場合は燃えないごみ等に**
出しても構いません。町民の皆様のご協力をお願いいたします。

☎ 町民課町民係 ☎ (48) 5555

带状疱疹ワクチン接種の費用を助成します

令和 7 年度より、带状疱疹ワクチンが定期接種（法律に基づいて行うワクチン）になります。
三島町では任意接種（希望者）の助成も行います。対象者や実施方法に違いがありますので、
お間違えのないよう、以下の説明をよくお読みください。

帯 状 疱 疹 と は	水痘・带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛み を伴う水痘（水ぶくれ）が現れる皮膚の病気です。合併症の一つに、皮膚 の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこと もあります。原因となる水痘・带状疱疹ウイルスに対しては、成人の 9 割 以上が抗体を持っていることから、既にほとんどの人が感染していると 考えられ、誰もが带状疱疹を発症するリスクがあります。
----------------------------	---

対象者 接種場所 接種方法

三島町に住所を有する以下の 1、2 に該当する方で、带状疱疹ワクチンの予
防接種を今までに 1 度も受けたことがない方が助成対象となります。

1 定 期 接 種 の 対 象 者	①令和 7 年度内に 65 歳を迎える方 ② 60 ～ 64 歳でヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に 障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 ③令和 7 年度内に 70、75、80、85、90、95、100 歳となる方 （令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 年間の経過措置） ④ 100 歳以上の方（令和 7 年度に限り全員対象） ＜接種場所＞ 県内の医療機関 ＜接種方法＞対象の方には予診票をお送りいたしますので、必要事 項を記入し、接種当日に忘れずに持参してください。接種には予約 が必要な場合もありますので各医療機関にお問い合わせください。
2 任 意 接 種 の 対 象 者	50 歳以上の定期接種対象者（上の 1 ①～④）以外の方 （令和 7 年度内に 50 ～ 64 歳、66 ～ 69 歳、71 ～ 74 歳、76 ～ 79 歳、 81 ～ 84 歳、86 歳～ 89 歳、91 歳～ 94 歳、96 歳～ 99 歳を迎える方） ＜接種場所＞ 福島県立宮下病院 ※他の医療機関では受けられません ＜接種方法＞接種を受けたい日の 3 日前までに宮下病院の外来に直 接来院し、接種日の予約をしてください（電話での予約は受け付け ておりません）。接種当日は病院の受付から予診票を受け取り、記入 して接種を受けてください。

ワクチンの種類

带状疱疹ワクチンは、現在 2 つの製品があります。効果や自己負担額などが
違いますので、説明をよく読み、接種をご検討ください。定期接種対象の方は
どちらかをお選びいただけますが、**任意接種を希望される方は「組換えワクチ
ン（シングリックス）」のみの助成となります**のでご注意ください。

	生ワクチン（ビケン）	組換えワクチン（シングリックス）
接 種 回 数	1 回	2 回 （2 か月以上の感覚をあける）
接 種 条 件	病気や治療によって、免疫の 低下している方は接種できません	特になし
自 己 負 担 額	3,000 円 （助成額：5,000 円程度）	1 回につき 5,000 円 （助成額：2 回で 4 万円程度）
予 防 効 果	1 年時点 ： 6 割程度 5 年時点 ： 4 割程度	1 年時点 ： 9 割程度 5 年時点 ： 9 割程度 10 年時点 ： 7 割程度
持 続 性	5 ～ 10 年程度	10 年以上
助 成 対 象	定期接種対象者のみ	・ 定期接種対象者 ・ 任意接種対象者

※生活保護受給者の方は自己負担額免除となります。

☎ 町民課保健福祉係 ☎ (48) 5565

禁煙補助薬費用を助成します

健康とたばこに関する情報提供とあわせて、禁煙を希望する方に一般用禁煙補助薬費用の一部を助成します。

本事業により禁煙を希望する方は、申請書の提出が必要となりますので、役場窓口までお越しく下さい。

※申請書については、町ホームページにも掲載していますので 右 QR コードによりご確認ください。



対 象 者	三島町に住所を有し、紙巻きタバコおよび加熱式タバコを使用している禁煙希望者 ※ニコチンが含まれていない電子タバコ等を使用している方は対象外となります。
内 容	一般用禁煙補助薬「ニコチンパッチ」を2週間分ごとに計4回（最大8週間分）を購入するときに自己負担額を超える額を助成します。
自己負担額	補助薬の購入ごとに 2,500 円
指定購入場所	有限会社グッドメディシン みやした調剤薬局

☎町民課保健福祉係 ☎（48）5565

しあわせ金婚夫婦表彰に該当する夫婦を募集します

町では、福島県老人クラブ連合会と福島民報社が主催する「しあわせ金婚夫婦表彰」について、該当するご夫婦を募集します。

表 彰 対 象	1 結婚して 50 年の夫婦（昭和 50 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに結婚した夫婦） 2 昨年までに申込みをされなかった夫婦も対象となります。 ※自己申告となっておりますので、お忘れなくお申し込みください。
申 込 方 法	役場窓口にて申込書に記入してください。
受 付 締 切	令和7年7月4日☎まで

☎町民課保健福祉係 ☎（48）5565

木の駅事業 丸太と商品券交換について

町では、丸太を商品券と交換する「木の駅事業」を実施しています。
商品券は町内の参加店で利用できます。丸太は生活工芸館に整備されている薪ボイラーの燃料などに活用します。

随時受付しますので、詳しくは特命担当課までお問合せください。

丸 太 の 条 件	杉または広葉樹で、末口直径 5 c m 以上 ※直径が大きすぎると受け入れられない場合もありますので、事前に役場にご相談ください。
商 品 券 の 額	1m 当たり 4,500 円（使用期限 6 ヶ月以内）
そ の 他	町で所有している運搬車（エンジン付、200 k g 積載可）の貸出可能。 希望される方はご連絡ください。
対 象 者	森林所有者及び林業関係者

☎特命担当課 ☎（48）5232

三島町薪ストーブ 設置事業補助金について

薪ストーブの燃料となる木材の需要を拡大し、三島町の林業振興を図ることを目的として、薪ストーブの購入及び設置費用を補助します。

※申込や詳細については、特命担当課にお問合せください。

補 助 額	総事業費の 5 分の 1 以内かつ上限 1 5 万円 ※総事業費は、本体価格・付属機器及び設置経費を含めた金額 ※福島県事業との併用も可。 ただし、総事業費から福島県補助金を差し引いた額を補助対象額とし、その 5 分の 1 以内の額で 15 万円を上限とします。
補 助 対 象 者	町内に住所を有する者または町内に事業所を有する法人
募 集 期 間	随時受付
そ の 他	・この事業における「薪ストーブ」とは、二次燃焼機能を有するものに限りです。 ・補助金は 1 名（1 法人）につき 1 台限りです。 ・補助金交付申請は、必ず購入及び設置前にしてください。 ・町では、薪割り機の貸し出しも実施していますので、そちらも併せてご利用ください。

☎特命担当課 ☎（48）5232

間伐補助事業について

町では森林整備の推進を図るため、林業事業者が森林所有者の同意を得て、間伐の実施や作業道の開設、間伐材の搬出にかかる経費について補助事業を制定しています。地区及び隣接の森林所有者と協議のうえ積極的なご活用をお願いします。

対 象 樹 種	杉等の人口林
面 積 条 件	0.30 h a 以上
補 助 額	・間伐面積 1 h a 当たり 650,000 円 ・作業道開設 1 m 当たり 2,500 円 ・間伐材の搬出材積 1 m 3 当たり 1,000 円
対 象 者	森林所有者及び林業関係者

☎特命担当課 ☎（48）5232

令和7年度福島県狩猟免許試験について

福島県では「狩猟免許」を取得しようとする方に対して、令和7年度の狩猟免許試験を以下のとおり実施します。

1 試験の期日・会場

回 数	試 験 期 日	試 験 会 場	免許の種類
第 1 回	令和7年 8 月 3 日☎	アピオスペース (会津若松市インター西 90)	全て
第 2 回	令和7年 9 月 6 日☎	福島県いわき合同庁舎 (いわき市平字梅本 15)	全て
第 3 回	令和7年 10 月 13 日☎	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町 7－7)	全て

※狩猟免許の種類は、網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟の 4 種類です。

2 受験申し込みの受付期間

回 数	受 付 期 間
第 1 回	令和7年 6 月 2 日☎から 令和7年 7 月 4 日☎まで
第 2 回	令和7年 7 月 7 日☎から 令和7年 8 月 8 日☎まで
第 3 回	令和7年 9 月 8 日☎から 令和7年 9 月 12 日☎まで

3 その他

- 受験資格や申し込みに必要な書類等については、福島県自然保護課のホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/>）をご確認いただくか、役場特命担当課までお問い合わせください。
- 受験申し込み先は、会津地方振興局県民生活課（会津若松市追手町 7－5）となります。

☎特命担当課 ☎（48）5232

☎会津地方振興局 県民生活課 ☎ 0242-29-5295

三島町狩猟免許取得等補助金について

町では、野生鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、人的被害、農林水産物等への被害防止を図るため、狩猟免許取得等に係る費用を補助します。

※申込や詳細については、特命担当課にお問合せください。

補助額	費用の 3 分の 2 以内かつ上限 15 万円 ※狩猟免許、猟銃等所持許可、猟銃等購入、狩猟登録に係る経費等が対象となります。
補助対象者	①町内に住所を有し、かつ居住する者 ②三島町猟友会に所属し、町が委嘱する鳥獣被害対策実施隊員として 5 年以上従事することを確約した者
募集期間	随時受付 ※免許等を取得予定の方は、事前にご相談ください。
その他	◇補助の対象となる経費についての詳細は、お問い合わせください。 また、狩猟免許取得等を考えている方は、ご相談ください。 ◇免許等の更新者への補助については、対象の方へ別途案内します。 ◇野生鳥獣の捕獲には、わな免許等の取得に加え、原則として県や町の許可または狩猟登録等が必要となりますのでご注意ください。 (上記に反して野生鳥獣を捕獲した場合は、法律により処罰されることがあります。)

☎特命担当課 ☎（48）5232